

長 建 協 発 第 1 6 5 号
平成 2 4 年 7 月 1 8 日

会 員 各 位

社団法人長崎県建設業協会
会 長 谷 村 隆 三
【 公 印 省 略 】

社会保険の未加入問題に係わる建設業法施行規則の改正に
関連する諸通知について

かねてより、本会業務運営等につきましては格別なるご高配を賜り厚くお礼
申し上げます。

さて、社会保険の未加入問題に係わる建設業法施行規則の改正に関連する次
の諸通知が別添のとおり国土交通省よりまいっておりますので、連絡申し上げ
ますとともに、社会保険未加入対策に適切に取り組んでいただくようお願い申
し上げます。

- ① 建設業における社会保険の加入について、元請企業及び下請企業がそれぞれ負うべき役割と責任を明確にし、建設企業の取組の指針となる「社会保険の加入に関する下請け指導ガイドライン」
- ② 施工体制台帳等の記載事項に健康保険等の加入事項が追加されること等による施工体制確認の更なる徹底を図るための「施工体制台帳等活用マニュアル」
- ③ 新たな経営事項審査の項目及び基準の施行に伴う「建設産業における社会保険加入の徹底について」（経営事項審査時における取り扱い）